

## 判例評釈

# 自身が代表取締役を務める法人への支出の必要経費性が否定された事例

—大阪高判平成30年11月2日<sup>1</sup>について—

弁護士 福島那央

本判決は、自身が代表取締役を務める法人への支出の必要経費性が否定された事例である。以下では、事案（「1」）及び判旨（「2」）を概観した後、一般的な見解との関係で本判決の特異性を抽出し（「3(1)」）、当該特異性について、先例との比較（「3(2)」）、解釈方法としての体系上の位置付け（「3(3)」）を検討する。さらに、類似事案において所得税法157条1項による処理を行ったものとの関係（「3(4)」）、数量的な必要経費性の判断の可能性（「3(5)」）を検討して、本判決が先例性を持った場合の残された課題や援用可能性等を考える。

## 1. 事案の概要<sup>2</sup>

Xは、LPガス等の燃料小売業（以下「B商店」という。）を営んでおり、平成22年分から平成24年分までの所得税の確定申告において、同人が代表者を務める株式会社（以下「本件

社」という。）にB商店の業務（LPガスの配達、販売、保守等の業務。以下「本件配達販売等業務」という。）を委託したとして、その外注費（以下「本件外注費」という。）を支払い、自己の事業所得の必要経費に算入して確定申告を行った。兵庫税務署長が、この申告につき、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定をした<sup>3</sup>ため、Xが、異議申立及び審査請求の棄却を経て、同処分のうち各申告額を超える部分及び同賦課決定の取り消しを求めて出訴した。1審は請求棄却。

なお、上記以前の経緯等は次のとおりである。

まず、B商店は、従前Xの父Cが営んでいた。Xは、本件会社の代表取締役就任までの間はCの事業の事業専従者として、本件配達販売等業務を含む同事業の業務全般に従事していた。その後、Xは本件会社の代表取締役就任を機にCの事業の事業専従者から外れたが、この

<sup>1</sup> 大阪高判平成30年11月2日税資268号順序13206。同判決の評釈として、司馬えんに「個人事業主が法人に支払った業務委託費は、必要経費に算入されないとした事例」税研JTRI35巻4号107頁（2019）、林仲宣＝谷口智紀「同族会社に対する外注費と事業所得の経費性」税務弘報2019年7月号66頁、袴田裕二「所得税法上の必要経費」ジュリスト1553号123頁（2021）、木山泰嗣「同族会社に支払った業務委託費が必要性要件を満たさないと必要経費の算入が否定された事例」税経通信2021年1月号199頁など。

<sup>2</sup> 本判決は事実認定につき1審・大阪地判平成30年4月19日税資268号順序13144を引用している。同判決の評釈として、長島弘「個人事業に係る必要経費の必要性が争われた事例」税務事例51巻4号28頁（2019）、山田麻未「同族会社に支払った外注費が所得税法37条1項の必要性要件を満たさないとされた事例」税法学582号193頁（2019）、木山泰嗣「同族会社に対する支払と必要経費の必要性要件」税理2019年8月号152頁など。

<sup>3</sup> ただし、このときの更正の根拠は所得税法157条1項だった。